会計

## 年次改善で企業会計基準等を見直しへ

ASBJ、包括利益会計基準適用で株主資本適用指針を改正

要約

ASBJ、企業会計基準等の年次改善 で株主資本適用指針や実務対応報 告第10号を改正へ。

企業会計基準委員会(ASBJ)は、原則として年1回、4月1日を基準日として、同委員会が公表した企業会計基準等について要変更事項があるか否かの確認作業を行い、改正又は修正を行う(企業会計基準等の年次改善)こととしている。

今回は、例えば、包括利益会計基準が適 用されることに伴い、連結財務諸表につい ては、純資産の部に計上されたその他有価 証券評価差額金の増減、繰延ヘッジ損益の 増減及び為替換算調整勘定の増減が、包括 利益を表示する計算書において表示される ことになったが、株主資本適用指針等の複 数の会計基準等においては、「純資産の部 に直接計上された」という表現が使用され たままとなっているため、「その他の包括 利益で認識した上で純資産の部のその他の 包括利益累計額に計上」といった用語への 見直しを行う。

用語の変更は形式的に変更するものだが、株主資本適用指針における連結株主資本等変動計算書に関する用語については、数社の開示科目に変更する可能性があることから、会計基準等の改正として取り扱うとし、適用は公表から3か月程度経過した

日からと一定の経過措置を設ける予定。仮に2024年12月に企業会計基準等の改正が公表された場合には、2025年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用されることになる(早期適用可)。

また、種類株式の貸借対照表価額に関す る実務上の取扱い (実務対応報告第10号) では、会社法が公布されたことを受けて削 除された商法の条文が参照されたままと なっている。会社法では種類株式となる内 容の範囲が拡大されているため、実務対応 報告第10号の適用範囲となる種類株式の定 義に関する定めの変更が必要とされてい る。実務上は、会社法の種類株式について、 実務対応報告第10号を類推適用しているこ とが多いとされているため、実務への影響 が生じる可能性は限定的であるものの、会 計処理及び開示に関する定めについて実質 的に変更するものとして企業会計基準等の 改正に該当するものとして取り扱うとして いる。こちらも適用は公表から3か月程度 経過した日からと一定の経過措置を設ける 予定だ。なお、会社法上の種類株式につい て、実務対応報告第10号を類推適用してい なかった企業については、遡及適用のコス トが生じることから、適用初年度の期首よ り前に取得した種類株式は従前の取扱いに 従って会計処理を行い、新たな会計方針を 遡及適用することは求めないとしている。